

第3期中期目標期間終了時における検討及び所要の措置について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第1項に基づき、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の第3期中期目標期間終了時における検討を行った。検討の結果及び所要の措置は、次のとおりである。

〔検討の結果及び講ずる措置〕

第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果及び評価委員会の意見等から、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を継続することとし、第4期中期目標を策定し、法人に指示することとする。

（参考）

○地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。